

許認可等の種類	行政財産の使用許可
担当部署	総務部 管財課
法令名 根拠条項	地方自治法 第 238 条の 4 第 7 項
審査基準	<p>【根拠条文】 地方自治法第 238 条の 4 第 7 項 行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。</p> <p>【基準】 地方自治法第 238 条の 4 行政財産の管理及び処分 行政財産は、次項から第四項までに定めるものを除くほか、これを貸し付け、交換し、売り払い、譲与し、出資の目的とし、若しくは信託し、又はこれに私権を設定することができない。</p>
標準処理期間 (設定しないもの についてはその理由)	7 日
設定年月日	平成 27 年 2 月 2 日設定 (平成 年 月 日最終変更)